

2021年度(令和3年度)労働者福祉に関する事業への支援要請(令和2年11月19日)

番号	要 請 事 項	回 答	課 名
1	<p>「労働者福祉運動の育成・強化」について (1)労働者福祉の充実について</p> <p>① 弊会は、「安心・共生の福祉社会」の実現をめざし、広く勤労者の福祉向上の活動に取り組んでおります。つきましては、勤労者に対する相談・助言活動、就労支援・職業紹介、講座・セミナー・啓発活動、調査・研究活動等、県下各地域での勤労者福祉活動を充実させるため、総合的な支援を要請します。</p> <p>② 活動領域の拡がりとともに、県各部署との意見交換が必要となっています。引き続き、意見交換の機会をいただき、県下勤労者の自主福祉運動の推進及び発展に寄与する活動にご助言・ご支援をいただきますよう要請します。</p>	<p>① 就業の促進及び就業環境の整備等、勤労者の総合的な福祉向上のため、貴会が果たされている役割は重要と考えております。それぞれの分野で貴会と連携し、予算等を通じて支援していく考えです。</p> <p>② 貴会とは、従来から意見交換等を実施してきているところであり、今後もそのように努める考えです。</p>	雇用政策課
	<p>(2)「くらしサポートセンター島根」の事業への支援について</p> <p>くらしサポートセンター島根は、労働・生活全般にかかる相談に対して、ワンストップで問題解決を図ることを目的として事業展開しています。とりわけ、新型コロナウイルス感染症拡大による、厳しい社会経済・雇用環境のもとで相談者からの相談内容も複雑化・多様化しており、サービス充実のためには、情報収集に加え相談員体制の充実、スキルアップ及び関係先との連携・ネットワーク機能の強化と周知活動が必要です。つきましては、引き続き、実務的な情報提供や連携強化への協力を要請します。</p> <p>※実績 2019年 労働相談 427件 生活相談 410件 合計 837件 2020年 労働相談 543件 生活相談 338件 合計 881件 (いずれも各年1月～8月までの実績)</p>	<p>「くらしサポートセンター島根」事業については、労働者が抱える様々な問題に総合的に対応される相談窓口であり、有意義な事業であると考えております。</p> <p>島根県雇用政策課でも労働相談の窓口を設けており、くらしサポートセンター島根とも情報交換を行いながら連携を深めていきたいと考えております。</p> <p>また、今年度は新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、相談員を1名増加し、相談体制を強化していただいたところであります。</p>	雇用政策課

1

	<p>(3)2020年度の事業費補助金の交付について</p> <p>上記のように、「くらしサポートセンター島根」の相談・助言活動、勤労者の豊かなセカンドライフのためのライフプランセミナー、機関誌・広報活動、メーカーへの助成等、弊会の公益活動について、引き続き事業費補助金の交付を要請します。</p> <p>2021年度 要請額 300万円 事業開始予定年月日 2021年4月1日 事業完了予定年月日 2022年3月31日</p>	<p>「くらしサポートセンター島根」事業をはじめ、貴会が来年度に実施を予定されている事業については、労働者福祉の向上を図るうえで大切な事業だと考えており、来年度当初予算の編成にあたっては、必要な予算を確保するよう努めていきたいと考えております。</p>	雇用政策課
2	<p>中高年齢者及び女性の就労支援事業の継続について</p> <p>新型コロナウイルス感染症の拡大による企業業績悪化に伴って、2020年3月には1.60倍だった県内の有効求人倍率は、6月には1.37倍と0.23ポイント減少し、有効求人倍率の低下は6カ月連続となっています。特に宿泊業や製造業における落ち込みが大きく、企業の求人・採用マインドの低下が顕在化しています。</p> <p>このような状況のなかで、県が離職を余儀なくされた労働者の迅速な再就職の促進を目的として行う、就労支援事業は重要な役割を發揮しています。</p> <p>つきましては、県内での就労を希望する、中高年齢者と女性の就労支援事業への、県民の期待やニーズの高まりに応えるため、業務の期間を2020年度までとする現行「中高年齢者及び女性就労支援事業」につき、2021年度以降も継続いただくよう要請します。</p> <p>あわせて、県内企業並びに経営者団体に対して、中高年齢者及び女性の雇用促進や、多様な就労ニーズに応える就労環境整備にかかる啓発活動を促進いただくよう要請いたします。</p>	<p>県では、人手不足の状況が長く続いている中でも、解雇者数が増加しており、事業所の廃業や事業部門の整理等、一定程度新型コロナウイルス感染症の影響が見られると認識しております。</p> <p>このような状況において、県内での就労を希望する中高年齢者や女性など多様な人材が、それぞれの能力や経験を活かし活躍できるよう、一人ひとりの希望に応じた就労を促進していくことが必要であると考えます。</p> <p>現在、貴会に中高年齢者及び女性のための就職相談窓口「ミドル・シニア仕事センター、レディース仕事センター」の運営を委託しており、こうした方々の就労を支援し、県内企業等の人手不足にも対応しているところであります。引き続き本事業の継続に向けて予算の確保に努めてまいります。</p> <p>また、中高年齢者及び女性の雇用の場を一層拡大していくためには、多様で柔軟な働き方に対する企業の理解を広げていくことが必要であることから、今後も貴会と連携し、様々な機会を通じて企業等への啓発に努めてまいります。</p>	雇用政策課 女性活躍推進課

2

3	<p><b>新型コロナウイルス感染症の影響拡大に対する対策について</b>  <b>【新規】</b>  <b>(1) 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用</b>          新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金については、地域の命と暮らしを守るための地域独自の取り組みを支援するという観点から、コロナ禍に対する生活・就労支援の相談機関・相談員への助成やフードバンク活動への補助（人件費、事務所、倉庫、配送コスト等）など「活用事例集」に紹介されていない取り組みを含め、地域の声を取り入れながら有効に活用すること。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症対策については、関係団体等との意見交換や要望などを通じて、県内の現状や課題を把握した上で、地方創生臨時交付金も活用して、県民の皆様の命と生活や、県内事業者を守る施策に取り組んでおり、労働相談体制の充実として、貴協議会が設置されている「くらしサポートセンター島根」の相談体制の拡充を支援しているところであります。          今後も、地方創生臨時交付金も有効に活用し、必要な措置を、的確かつ速やかに進めてまいります。</p>	財政課
	<p><b>(2) 新しい生活様式に対応した災害時における避難所等の対策</b>          新型コロナウイルス感染症の拡大が懸念される状況下での、大規模災害時の避難や避難所における感染症対策の備えを徹底し、地域住民への周知・広報を行うこと。</p>	<p>県では、避難所の感染症対策を「避難所における新型コロナウイルス感染症対策のポイント」としてとりまとめ、6月に各市町村に通知し、避難所での感染症対策に取り組むように働きかけています。          具体的には、避難所受付時の健康状態の確認の徹底、避難スペースでの家族間の距離の確保、発熱者や感染リスクが高い方向けの専用スペースの確保や間仕切りによる専用ゾーンの設置、感染症対策にかかる物資の備蓄などです。          県においても非接触型体温計、消毒液、段ボール製の間仕切り・ベッドなど避難所の感染症対策物資を新たに備蓄し、避難所を開設する市町村を支援する体制を整えています。          また、新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた避難について、県民の皆様に理解を深め、適切な避難行動をとっていただけるよう、新聞、広報紙、ホームページなど様々な媒体を活用して広報を行うなど、県民に周知を行っています。</p>	防災危機管理課

<p><b>(3) 休業・退職等に伴う所得補償、雇用対策など</b>          新型コロナウイルス感染拡大に伴い、安易な雇止めが行われることのないよう企業等に周知徹底するとともに、自治体による自粛指示・要請に基づく休業に対しては、雇用形態を問わず十分な所得補償を行うこと。また、退職を余儀なくされた労働者に対しては早期の再就職が可能となるよう手厚い就労支援や雇用創出事業を行うこと。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響がある中、県内企業は国の雇用調整助成金など各種支援制度を活用し雇用を守っています。          県は、早い段階からこれら支援制度の活用に向け、商工団体を通じた情報提供や、制度説明会や個別相談会を開催するなど、雇用を守る県内企業を支援してまいりました。          また、県は、これまでも様々な理由で退職を余儀なくされた方々に対して、          ・若年者（45歳未満）はジョブカフェしまねや、若者サポートステーション、          ・中高年齢者（45歳以上）はミドル・シニア仕事センター、          ・女性はレディース仕事センター          による伴走型の就労支援や、高等技術校での公共職業訓練など再就職に向けた支援に取り組んでおります。</p>	雇用政策課 女性活躍推進課
<p><b>(4) 生活保護および生活困窮者自立支援</b>  <b>①</b> 生活保護に対する誤解や偏見を払拭するとともに、生活資金が逼迫している場合は、生活保護の積極的な活用を周知するための広報を行うこと。   <b>②</b> 今後の経済・雇用環境の悪化により生活困窮の深刻化が想定されることから、各市町村の生活困窮者自立支援事業において、きめ細やかな相談・支援が十分に行える体制が確保できるよう公的に援助すること。</p>	<p><b>①</b> 各市町村においては、生活に困窮する相談者に対して、生活保護制度をはじめ、生活困窮者自立支援制度など、相談者に応じた必要な支援が適切に提供されていると認識しています。          県としては、生活保護に対する誤解や偏見が生じることなく、支援を必要とする方が制度を利用できるよう、生活保護制度の周知方法について、研修や会議、監査等の場を活用して市町村とともに検討をしていきます。   <b>②</b> 自立相談支援機関における支援員の資質向上を図るため、県では新任研修や専門研修を実施しているところです。今後も引き続き相談支援体制の充実に向けて支援を行ってまいります。</p>	地域福祉課

<p>③ 「相談崩壊」を招かないよう、市町村に対し、各種相談窓口（生活困窮者支援、生活保護、雇用、生活福祉資金貸付など）の人員体制の強化と待遇の改善（賃金の増額、特別手当等の支給）、感染防止対策の徹底に関する、支援・助言を行うこと。</p>	<p>③ 各市町村における相談窓口の人員体制や処遇については、相談支援のニーズに応じて、各市町村において必要な体制が整えられていると認識しています。県としては、各種相談業務にかかる助言や指導等を通じて市町村の支援に引き続き努めてまいります。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策の徹底に向けては、国の通知や補助制度の周知等を行っているほか、6月には市町村社会福祉協議会に対して、相談窓口での感染予防を目的とした不織布マスクの配布を行っています。</p>	<p>地域福祉課</p>
<p>(5) 緊急住宅支援</p> <p>① 住宅確保給付金について、離職しなければ支給されない対象要件の緩和（2020年4月20日省令改正）を周知徹底しフリーランス等の利用を促進することについて、市町村に周知すること。</p>	<p>① 住居確保給付金の対象要件の緩和については、省令改正の通知のみならず、事務マニュアルやQ&amp;Aの通知により、各市町村において制度が適正に運用されるよう周知を行い、必要に応じて助言や指導を行っているところです。今後も引き続き周知を行ってまいります。</p>	<p>①地域福祉課</p>

<p>② 経済状況が改善するまでの一定期間、家賃滞納者への追い出し行為を行わないよう、公的住宅での家賃減免・猶予制度を積極的に活用するとともに、民間賃貸住宅の家主に対しても損失を補償するなどの支援を行うこと。</p> <p>③ 住居を喪失した人への住宅支援策として早急に以下の対策を行うこと。</p> <p>i 行政の保有する居住施設や公営住宅の空き室を住居喪失者に無償提供すること。</p> <p>ii 改正住宅セーフティネット法に基づく、民間住宅の空き家・空き室の「セーフティネット住宅」への登録を積極的に進めること。</p>	<p>②（建築住宅課）</p> <p>新型コロナウイルス感染症拡大の影響による休職・休業等により急激な収入減が生じた県営住宅入居世帯の負担軽減を図るための新たな家賃減免制度を創設し、今年5月より運用開始しています。</p> <p>（中小企業課）</p> <p>事業者への資金繰りの支援策としては、給付金と制度融資があります。</p> <p>給付金では、国の制度として、感染症拡大により、特に大きな影響を受けている事業者の事業継続を支えるための持続化給付金があります。</p> <p>制度融資では、当初3年間無利子、全期間保証料不要、保証付き既往債務の借換も可能とする「新型コロナウイルス感染症対応資金」があります。</p> <p>これらの支援策の活用をご検討ください。</p> <p>③</p> <p>i 新型コロナウイルス感染症拡大の影響による解雇等により社宅等からの退去を余儀なくされる方に対して県営住宅の提供を今年5月より行っています。</p> <p>ii 所得が減る等により住宅の確保が困難となった方に対するセーフティネット住宅の登録を推進するため、島根県居住支援協議会及びその他居住支援に関する法人・団体との連携を図っていきます。</p>	<p>②建築住宅課 中小企業課</p> <p>③建築住宅課</p>
---	--	---------------------------------------

<p><b>(6) 奨学金返済と学費への支援</b></p> <p>① 大学等修学支援法について、新型コロナウイルス感染症による影響で家計が急変した場合も、急変後の所得見込みにより要件を満たせば支援対象となることを広く周知広報すること。</p> <p>② 家計急変やアルバイトの減少等により、高校、大学等への進学を断念したり退学したりすることがないよう、自治体の奨学金制度（給付・貸与）の拡充をはかること。</p> <p>③ コロナ禍に伴う奨学金の返済困難者の増加に対応し、自治体の奨学金の救済制度を周知徹底し、必要な人が漏れなく返還期限の猶予や減額等の支援を受けられるようにするとともに、保証人を含めて無理な取り立てを行わないこと。</p>	<p>① 県により新聞広報やSNSにより、制度及び家計急変について周知広報を行っているほか、奨学金を給付するJASSOや、授業料減免を実施される各学校においても周知を実施されている。引き続き周知に努める。</p> <p>② 県では、家計急変やアルバイトの減少等により、高校、大学等への進学を断念したり退学したりすることがないよう、次のような支援を行い周知に努めている。 高校生向けには、就学支援金や減免制度を活用した授業料の負担軽減となる支援と、「奨学のための給付金」により住民税非課税世帯向けに授業料以外の学用品等の購入を支援する制度があり、新型コロナウイルス感染症による影響で家計が急変した場合も、急変後の所得見込みにより要件を満たせば支援対象となるよう制度拡充を行っている。</p> <p>また、育英会による貸与型奨学金では、従来から家計急変世帯を対象にできるよう緊急枠を設けている。 大学生や専門学校生向けには、各学校が実施する授業料減免に対する補助金の予算を増額しており、この制度を活用していただくほか、育英会では、個別の相談に応じてJASSOや社会福祉協議会が行う奨学金制度の案内を行っている。</p> <p>③ コロナ禍に伴う奨学金の返済困難者の増加が見込まれる中で、県では、日本学生支援機構等による奨学金の減額返還や期限猶予制度を含め、学生支援制度について周知を行っている。 また、育英会では、奨学金の返済にあたり、従来からやむを得ない事情が生じた場合には、返還猶予や1回あたりの返済金額の減額を行うなど柔軟な対応を行っているとしている。</p>	<p>総務部総務課 学校企画課</p>
---	---	-------------------------

<p><b>(7) 医療および介護機関・従事者への支援</b></p> <p>① 「医療崩壊」「介護崩壊」を招かないよう、以下の対策を速やかに実施すること。</p> <p>i 医療機関ならびに介護事業所におけるクラスター発生を防止するために、PCR検査所・検査従事者の態勢を拡充し、検査を幅広く実施すること。</p> <p>ii 医療機関ならびに介護事業所のマスク・防護服・ゴーグル・グローブ等資材確保を継続的に安定供給するための条件整備を図ること。</p>	<p>①</p> <p>i 現在、県では、インフルエンザの流行期に備え、医療機関にもご協力いただきPCR検査等の体制の強化を進めており、PCR検査機器と抗原定量検査機器を追加導入して、12月までには1日あたり778件の検査が可能となる予定です。 また、地域のインフルエンザの同時流行にも対応できるよう、地域外来・検査センターの設置に向け、県・都市医師会とも協議を進めているところです。 併せて、県内の医療機関等に簡易検査キットによる抗原定性検査を広く普及していくことで検査能力のさらなる拡大を図ることとしています。 患者発生の際には、医療従事者、福祉事業従事者に限らず、接触の可能性のある方には、感染拡大防止の観点から、症状の有無、接触の程度で一律に区別することなくPCR等検査を幅広く実施しています。</p> <p>ii (医療政策課) 医療機関の医療物資の支援については、在庫量や不足量などを把握しながら、国から供給のあった医療物資を中心に供給を行っております。今後の感染拡大に備え、県でも医療機関で需給逼迫により自ら調達が困難となった場合を想定し、県の備蓄を進めてまいります。</p> <p>(高齢者福祉課) マスクなどの衛生用品の備蓄を増やすとともに、介護施設等の状況を把握しながら、供給していきたいと考えております。</p>	<p>①</p> <p>i 薬事衛生課</p> <p>ii 医療政策課 高齢者福祉課</p>
---	---	--

<p>iii 訪問介護士等、介護職員への感染予防指導の徹底を図るための措置を講じること。</p> <p>iv 医療従事者に対する県民の偏見や差別をなくすため、県民に対する啓発を行うこと。また、風評被害への対策強化・相談窓口の設置を行うこと。</p>	<p>iii 国から通知文書の内容周知しているほか、8月6日には、介護サービス事業所の職員を対象とし、防護服の着用の仕方や感染症対策についての研修を実施しました。また、研修会の動画を県ホームページに掲載しており、研修に参加できなかった関係者にも周知を行っています。引き続き感染予防対策を実施してまいります。</p> <p>iv (医療政策課) 医療従事者に対する偏見や差別をなくすための啓発については、県ホームページに掲載しているほか、新聞広報も行っています。また、治療に当たる感染症指定医療機関等の風評被害対策強化のための相談窓口を4月に設置したところ、これまで6件の相談があり、適切に対応しました。</p> <p>(人権同和対策課) 感染された方やその家族、治療に当たった医療関係者等に対しての不当な扱いや、インターネットやSNS等への差別的な書き込み、個人情報の拡散は人権侵害につながる行為であり、慎んでいただくよう、ホームページや新聞等の広報媒体を利用して、啓発に努めます。</p>	<p>iii 高齢者福祉課</p> <p>iv 医療政策課 人権同和対策課</p>
--	---	---

<p>②「経営崩壊」を招かないよう、医療機関・介護事業所への緊急の助成を行うこと。</p> <p>i 新型コロナウイルス患者受け入れ医療機関では、感染予防対策のための支出増や他の疾患患者の受診抑制、新型コロナウイルス患者への優先的な病床提供等により経営悪化が想定される。今後、第二波、第三波に備えていくためにも、医療機関を経営的に支え医療提供体制を確保すること。</p> <p>ii 新型コロナウイルス患者を受け入れていない医療機関でも、一律休校や診療休止による職員の休業補償、受診控えや健診の先送りによる患者数の激減などにより事業収入が減少しているため、経営を維持できる財政措置を行うこと。</p> <p>iii 介護現場では、利用者の命と生活を支えるため、利用人数の制限や利用調整により、事業収入が減少しており、経営を維持できる財政措置を行うこと。</p>	<p>②</p> <p>i、ii 新型コロナウイルス感染症患者の受入医療機関では、事前に空床にしておくことで生じる減収に対して、国からの緊急包括支援交付金において必要な費用を支援することとしておりますが、単価設定が十分ではないことから、国の単価に県単独で上乗せをして助成することを、9月補正予算で措置しました。</p> <p>また、患者を受け入れない医療機関においても、受診控えにより経営は悪化しておりますが、これに対する国からの経営支援策は十分に示されていないところです。</p> <p>こうした状況を踏まえ、全国知事会として、診療報酬の引き上げや、無利子・無担保の貸付の拡充、公立病院に対する財政支援などの提言を行いました。</p> <p>県としましても、医療機関の経営支援については、国においてしっかり対応してもらえるよう、引き続き要望していく考えです。</p> <p>iii 国の緊急包括支援交付金においては、収支差を埋めるという考え方がないため、介護施設等の減収による影響にも活用できるよう、制度の運用改善や、これから執行される予備費の活用による交付金の増額など、全国知事会等を通じて国に対し要望してまいります。</p>	<p>②</p> <p>i、ii 医療政策課</p> <p>iii 高齢者福祉課</p>
--	---	--

<p>iv 医療従事者ならびに介護職員が心身ともに充実して業務に携われるよう、手当の拡充、就寝・休憩場所の確保、精神的ケア等を行えるよう環境整備を行うこと。</p>	<p>iv (医療政策課)          手当の拡充については、新型コロナウイルス感染症患者の治療等にあたる医療従事者に対して特殊勤務手当を支給する医療機関への補助制度を創設しています。また、新型コロナウイルス感染症患者対応に伴う医療従事者の宿泊施設の確保についても支援をしております。今後も県として、医療従事者の方が安心して業務に取り組めるよう支援をしていくことは重要であると考えております。</p> <p>(高齢者福祉課)          施設内での感染が認められた場合、手当や施設間で応援職員を派遣するために必要となる経費が新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業の対象となります。</p> <p>施設内での感染が認められていない場合も、3密をさけるための環境整備など新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業の対象となる経費があるため、個別にご相談ください。</p>	<p>iv医療政策課          高齢者福祉課</p>
--	--	------------------------------------